

第14回 JIPA 知財シンポジウム

パネルディスカッションI

予見性を高める制度と紛争解決の今後のあり方

(一社)日本知的財産協会

パネル・コーディネーター

JIPA参与 守屋 文彦

地裁一審訴訟のスケジュールと費用概算

	提訴	1年			2年			
							▲:月	
米訴訟 (合計 \$3M~)				▲12 クレーム解釈 ヒアリング (\$1.5M~)		▲18 簡易判決 申立 (\$2M~)	▲24 公判前協議 (\$2.5M~)	▲30 公判 (\$3M~)
日本訴訟* (合計 \$400K~**)			▲1-8 口答弁論 (\$100K~ 200K)	▲9-11 口答弁論 (\$150K~ 250K)		▲16 判決 (\$0)		
独訴訟* (合計 \$350K~**)	▲ 第一回 ヒアリング (€5K~)	▲1-3 答弁書 (€20K~)	▲6-8 原告主張へ の分析 (€5K~)		▲9-12 追加答弁 準備 (€10K~)	▲12-15 口頭弁論 準備 (€10K~)		

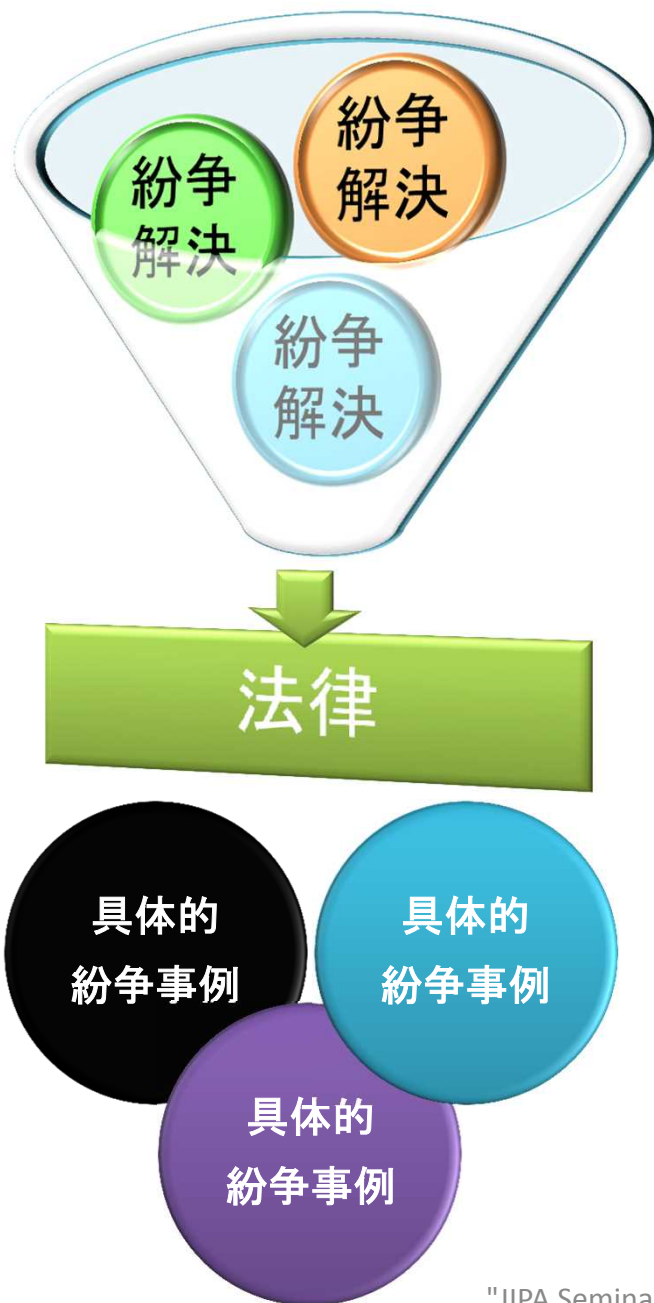
*法定訴訟費(含印紙代)は除く

**法定訴訟価値次第で変わる

cf. 行政系での特許無効費用概算: 米国 \$300K (PTAB)、日本 \$20K (無効審判)、ドイツ (法廷費用次第だが地裁費用+α: FPC)

出典: AIPPI Japan セミナー 国際特許訴訟: 「どの国でいかにして勝つか」 Copyright Global IP Project 2015 を元に編集

"JIPA Seminar 20150227 Hand Out"



類似した紛争解決のルールを抽象化して、法律を策定

法律を「解釈」して個々の事例に適用

同様の事例に対しては、同一の「法解釈」が行われる、予見可能性が重要。
→ 判例の積み重ね

民事裁判制度： 私人間の紛争解決制度。社会正義を担保するものであるが、判決の効果は通常当事者のみに及び、必ずしも社会正義を直接実現するものではない。

弁論主義：

- ① 裁判所は、当事者が主張した事実に限って、判決の基礎とすることができる。
- ② 裁判所は、当事者に争いのない事実は、そのまま判決の基礎にする。
- ③ 裁判所は、当事者に争いのある事実を認定するために、当事者の申し出のない証拠方法を職権で取り調べることはできない。

証明責任：

原則としてある法律の規定に基づく法律効果を主張する者が証明責任を負い、裁判所は、事実の存否について真偽不明の場合（non liquet）、証明責任を負っている当事者に不利な事実認定をすることができる。

「民事訴訟法」 山本和彦他 有斐閣より